

特254

354



始



354

工業組合、同聯合會ニ於ケル
役職員ノ退職給與規程事例

工業組合中央會

はしがき

現在の経済活動組織に於ける福利施設は衛生、教育、保険、共済、娯樂等各方面に

發達して、中でも退職手當金支給に關する施設は相當普及して居るが、更に本年一月

一日からは一步を進めて當時五十人以上の労働者を使用する工場、鑛山に對し、從來
の慣行を基礎として退職積立金及退職手當法の實施を見る事となり愈々其の積極
及が圖られることになつた。

翻つて之を工業組合、同聯合會に就て見るに最近其の急速な普及發展に伴つて、之
が事業の經營、運行に従事する者の數は著しく増加しつゝあり、是等の者に對する退
職手當金の支給施設は其の生活を保證し、後顧の憂なく専心事務に従事せしめ、組合
の健全なる發達を期する上に於て緊急缺くべからざる重要な施設であつて、其の制定
は工業組合の進展上誠に望ましい處であるが、本會が昨年二月現在に於ける六六九組

はしがき



合に照會を發し、同年十一月迄に得た五九五組合よりの回答に付之が實施の狀況を調査した處、役職員給與規程中退職給與金の支給方法を規定して居る組合は別表の通りで、未だ充分なる普及を見て居ないのは甚だ遺憾といふべきである。

本制度の制定に當つては當該組合の經營規模の大小、財務の良否に依つて素より一律に定め得ない事は當然であるが、本制度制定の必要といふことに就ては異論の存すべき餘地の無い所と信ずる。可及的速かに之が實現を望むと共に參考に供する爲、調査の結果を整理、上梓して廣く頒布する次第である。

昭和十二年二月

工業組合中央會

(別表)

一 照會ヲ發セル工業組合、同聯合會數(昭和十一年二月) 回答アリタル工業組合、同聯合會數(昭和十一年十一月)	六六九組合 五九五組合
二 回答アリタル五九五組合中	
1 役職員給與規程ノ制定ナキモノ	二九六組合
2 役職員給與規程ノ制定アルモノ	二九九組合
三 役職員給與規程制定アル二九九組合中	
1 退職給與金ニ對シ全ク規程ナキモノ	一〇四組合
2 退職給與金ニ對シ理事會ノ決議ニ依リ相當ノ一時金ヲ支給スト スルモノ	四七組合
3 退職給與金ニ對シ一定ノ比率ヲ設ケタルモノ(内容別掲)	一四八組合

工業組合、同聯合會ニ於ケル 役職員ノ退職給與規程事例

北海道某工業組合

第二十四條 組合職員ニ對シ本規定ニ依リ退職給與金ヲ支給ス

第二十五條 退職給與金ハ一ケ年以上勤績シタル者ニ支給ス

但シ本組合ノ意志ニ反シ若クハ懲戒ニ依リ退職シタル者ハ此ノ限リニアラズ

第二十六條 前條ニ依ル退職ノ理由ハ理事會ノ評決ヲ經テ定ムルモノトス

第二十七條 退職給與金ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

- 一 退職當時ノ俸給ヲ標準トシテ在職月數ニ應ジ算出シタル金額
- 二 俸給、給料ヲ受ケザリシ月數ハ在職月數ヨリ除外ス

三 特別ノ事情アルモノハ前各號ニ依ラズシテ支給スルコトヲ得

北海道某工業組合

第七條 一ケ年以上勤績シタル職員ニシテ病氣ノ爲メ辭職シ又ハ死亡シタルトキ若ハ

本組合ノ都合ニ依リ解職シタルトキハ左ノ割合ヲ以テ退職手當ヲ給ス

一 退職當時ノ月俸又ハ年俸月額一ケ月乃至二ケ月ヲ在職年數ニ乗ジタル金額

第八條 勤績一ケ年未滿ノモノ及自己ノ都合ニ依リ辭職シタルモノニ對シテハ事情ヲ

考查シ前條ノ範圍ニ於テ退職手當ヲ支給スルコトアルベシ

第九條 五ケ年以上勤績シタル職員又ハ在職中組合ノ爲メ特ニ功勞アリタルモノニ對

シテハ詮衡ノ上特別手當ヲ支給スルコトアルベシ

北海道某工業組合

第八條 職員死亡又ハ退職シタルトキハ左表ニ依リ遺族又ハ本人ニ一時金ヲ支給ス

職員退職手當

勤績年數 退職手當

一ケ年以上 一ケ月分

二ケ年以上 二ケ月分

三ケ年以上 三ケ月分

四ケ年以上 四ケ月分

五ケ年以上 六ケ月分

六年以上ハ一箇年ヲ増ス毎ニ二ケ月分ヲ追増ス

北海道某工業組合

第三十四條 職員死亡又ハ退職シタルトキハ左表ニ依リ遺族又ハ本人ニ一時金ヲ支給ス

職員退職手當

勤績年數 退職手當

滿一年以上二年未滿	一ヶ月分
三年未滿	二ヶ月分
四年未滿	三ヶ月分
五年未滿	四ヶ月分
滿五年	五ヶ月分
滿五年以上	滿五年ヲ超ユル滿一年毎ニ五ヶ月分ニ對シ一ヶ月分ヲ 加算ス

四

北海道某工業組合

第二條 退職手當ハ一ケ年以上勤續シタル者ニ支給ス但シ本組合ノ意志ニ反シ若シクハ懲戒ニ依リ退職シタル者ハ此ノ限リニアラズ

第四條 退職給與金額ハ左記ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一 退職當時ノ俸給月額十分ノ一ニ相當スル金額ニ在職月數ヲ乘ジタル金額

二 俸給、給料ヲ受ケザリシ月數ハ在職月數ヨリ除外ス

三 特別ノ事情アルモノハ前各號ニ依ラズシテ支給スルコトヲ得

第五條 職員在職中死亡シタルトキハ前各號ノ規程ニ準ジ之レニ相當スル金額ヲ其ノ遺族ニ支給ス

北海道某工業組合

第二十七條 退職給與金ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

一 退職當時ノ俸給ヲ標準トシテ一ケ年ヲ一ヶ月トシ在職年數ニ應ジ算出シタル金額

二 俸給給料ヲ受ケザリシ月數ハ在職月數ヨリ除外ス

三 特別ノ事情アルモノハ前各號ニ依ラズシテ支給スルコトヲ得

第二十八條 職員在職中死亡シタルトキハ前各號ノ規程ニ準ジ之ニ相當スル金額ヲ其ノ遺族ニ支給ス

五

福島縣某工業組合

第二條 職員在職三ヶ年以上ニシテ死亡シタルトキハ其ノ月分俸給全額ヲ支給シ尙六ヶ月分以内ヲ其ノ遺族ニ支給ス

第三條 職員滿一年以上ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ俸給半ヶ月分ヲ以テ在職年數ノ一ヶ年ニ當テ其ノ年數ニ應ズル金額全額ヲ一時ニ支給ス

茨城縣某工業組合

第二條 勤績一年以上ニシテ退職シタルモノハ左ノ標準ニヨル退職當時ノ給與月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額ヲ一時ニ支給ス

一ヶ年以上五ヶ年未滿ハ月額三分ノ一
五ヶ年以上十ヶ年未滿ハ月額三分ノ一半
十ヶ年以上十五ヶ年未滿ハ月額三分ノ二
十五ヶ年以上二十ヶ年未滿ハ月額三分ノ二半

六

二十ヶ年以上ハ月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額

第五條 勤績滿一年以上ノ者在職中死亡シタルトキハ死亡給與金ヲ一時ニ其ノ家族ニ支給ス支給順位ハ恩給法ニ依ル遺族ナキモノニハ其ノ葬儀ヲ行フモノニ前項ノ死亡給與金ヲ支給ス

死亡給與金ノ額ハ當時ノ月額ノ三ヶ月分トス
但シ死亡給與金ヲ受クル者ニ付テハ第二條ノ退職給與金ヲ併給ス

栃木縣某工業組合

第三條 職員在職滿三箇年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乗ジタル金額ヲ一時金トシテ給與ス但シ特ニ功勞アルモノ又ハ年限以内勤績ト雖モ理事會ノ決議ヲ經テ増額又ハ給與スルコトヲ得

第四條 職員在職中死亡シタルトキハ前條ノ規定ニ據ル金額ヲ其ノ遺族ニ給與ス

栃木縣某工業組合

七

第三條 職員在職二年以上三年未滿ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ俸給一ヶ月分ヲ一時金トシテ給與ス

第四條 職員在職三年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ俸給月額ヲ在職年數ニ乗ジタル金額ヲ一時金トシテ給與ス但シ在職年數七年以上ニ涉リ又ハ在職中ノ功勞特ニ顯著ナル者ニ對シテハ總會ノ決議ヲ經テ増額スルコトヲ得

群馬縣某工業組合

第二條 職員在職滿三ヶ年以上ニシテ退職シタルトキハ左ノ各號ニ據リ退職給與金ヲ支給ス

- 一 在職滿三箇年以上滿十箇年未滿ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ給料月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額
- 二 在職滿十箇年以上十五箇年未滿ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ給料月額ニ二割ヲ増シタルモノヲ在職年數ニ乗ジタル金額

三 在職滿十五箇年以上ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ給料月額ニ五割ヲ増シタルモノヲ在職年數ニ乗ジタル金額

第三條 在職中功績顯著ナル者ハ前條ノ規定ニ依ル退職給與金ノ外理事會ノ決議ニ依リ特ニ慰勞ノ金品ヲ給與スルコトヲ得

埼玉縣某工業組合

第十九條 役員退任退職又ハ死亡シタルトキハ總會ノ決議ニ依リ退職手當ヲ支給スルコトヲ得但シ役員會ヲ以テ之ニ代ルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル退職手當ハ金一百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
不都合ノ廉ニヨリ解職セラレタルモノニ對シテハ減額若クハ支給セザルコトアルベシ

第二十條 職員在職三ヶ年以上ニシテ退任又ハ退職シタル者ニ對シテハ退職當時ノ給料月額ニ其ノ在職年數ヲ乗ジタル金額ヲ一時ニ支給ス在職三ヶ年未滿ト雖モ役員會

ノ決議ニ依リ退職手當ヲ支給スルコトヲ得但シ其ノ額ハ金一百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

埼玉縣某工業組合外十工業組合

第二十條 役員職員退任退職又ハ死亡シタルトキハ本章ノ定ムル處ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ對シ退職手當ヲ給與ス但シ不都合ノ廉ニ依リ解職セラレタルモノニ對シテハ減額若ハ支給セザルコトアルベシ

第二十一條 在職二ケ年以上ニシテ退任又ハ退職シタル者ニハ左ノ區分ニ依リ算出シタル金額ヲ一時ニ支給ス但シ役員ハ二ケ年未滿ト雖モ支給スルコトアルベシ

- 一 役員ニ對シテハ總會ノ定ムル處ニ依ル
 - 二 職員ニ對シテハ退職當時ノ給料月額ニ其ノ在職年數ヲ乗ジタル金額
- 第二十二條 前條ニ依ル在職年數ハ本組合ニ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル但シ六ヶ月未滿ノ月數ハ之ヲ切捨ツルモノトス

左ニ掲グル月數ハ在職年數ヨリ除算ス

- 一 退職後再び就職シタルモノノ前在職月數
- 第二十三條 役員職員在職中死亡シタルトキハ第二十一條ノ金額ヲ死亡者ノ遺族ニ對シ左ノ順位ニ依リ之ヲ支給ス
- 一 寡婦
 - 二 家督相續人
 - 三 遺産相續人

埼玉縣某工業組合

- 第一條 本組合職員及傭人退職給與金トシテ毎年度組合費中ヨリ蓄積ス
 - 第二條 退職給與金ハ職員及傭人ノ給料月額ニ對シ左ノ標準ヲ以テ毎月其ノ支拂額ニ應ジ蓄積ス
- 一 在職五年未滿 百分ノ三

- 二 在職五年以上十年未満 百分ノ五
- 三 在職十年以上 百分ノ七

第三條 退職給與金ノ支出ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 在職三年以上ニ至リ退職シタルトキ
- 二 在職中職務ノ爲疾病ニ罹リ若クハ傷痍ヲ受ケ其ノ職ニ堪ヘズシテ退職シタルトキ

懲戒ニ依リ免職セラレタルトキ又ハ犯罪アリタルガ爲免職セラレタル者ナルトキハ本條ヲ適用セズ

第四條 前條ニ依ル退職給與金ハ蓄積シタル金額ヲ以テ支給ス但シ在職中ノ成績ヲ考查シ理事會ノ決議ヲ經テ其ノ支給額ヲ増減シ又ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

埼玉縣某工業組合

第二十條 在職二ケ年以上ニシテ退任又ハ退職シタル者ニハ左ノ區分ニ依リ算出シタ

ル金額ヲ一時ニ支給ス但シ役員ハ二ケ年未満ト雖モ支給スルコトアルベシ

- 一 役員ニ對シテハ總會ノ定ムル處ニ依ル
- 二 職員ニ對シテハ退職當時ノ給料月額ニ其ノ在職年數ノ二分ノ一ヲ乗ジタル金額

埼玉縣某工業組合

第十九條 在職二ケ年以上ニシテ退任又ハ退職シタルモノニハ左ノ區分ニヨリ算出シタル金額ヲ一時ニ支給ス但シ役員ニハ二ケ年未満ト雖モ支給スルコトアルベシ

- 一 役員ニ對シテハ理事會ノ定ムル處ニヨル
- 二 職員ニ對シテハ退職當時ノ給料月額但シ滿三ケ年以上在職ノ者ニ對シテハ給料月額ノ四分ノ一ニ在職年數ヲ乗ジタル金額
- 三 在職中顯著ナル功績アリト認めタル者ニハ別ニ理事會ノ決議ヲ經テ相當ノ賞與ヲ支給スルコトアルベシ

東京府某工業組合

第十一條 在職年數二ケ年以上ニシテ退職シタルモノニ對シ左ノ區分ニ依リ退職手當ヲ給ス但シ解職者ハ此ノ限リニ在ラズ

一 在職二ケ年以上三ケ年未満ノ者ニハ退職當時ノ月俸一ケ月分

二 在職三ケ年以上五ケ年未満ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ノ二分ノ一ニ在職年數ヲ乘ジタル金額

三 在職五ケ年以上十ケ年未満ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ノ三分ノ二ニ在職年數ヲ乘ジタル金額

四 在職十ケ年以上ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乘ジタル金額

五 前各號ノ退職給與金ハ特ニ功勞ノ顯著ナル者ニ限り理事會ノ同意ヲ經テ増額スルコトヲ得

第十三條 在職中死亡者ニハ其ノ遺族ニ對シ左ノ區分ニ依リ死亡給與金ヲ支給ス此ノ場合ハ退職手當ヲ給セズ

一 在職滿三ケ年未満ノ者ニハ死亡當時ノ俸給月額一ケ月分

一 在職滿三ケ年以上ノ者ニハ前第十一條第二號乃至第五號ヲ準用ス

第十四條 在職中不慮ノ災害ニ罹リタル場合ハ其ノ事情ヲ參酌シ勤務年限ニ應ジ相當一時金ヲ給ス

東京府某工業組合外一工業組合

一 退職五ケ年以上勤績シ退職セシトキハ在職年數ニ當時ノ月俸ヲ乘ジタル金額ヲ退職手當トシテ給與ス死亡ノトキ又同ジ

東京府某工業組合聯合會外一工業組合

第二條 職員退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乘ジ其ノ金額ヲ一時金トシテ給與ス

第三條 在職中功績顯著ナル者ニ對シテハ前條ノ規定ニ依ル一時金ノ外理事會ノ決議ヲ經テ特ニ慰勞金ヲ給與スルコトヲ得

第四條 職員在職中死亡シタルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ外死亡當時ノ給料月額一箇月分ヲ祭資料トシテ遺族ニ給ス但シ死亡ノ原因職務ニ基キタル時ハ理事會ノ決議ヲ經テ増給スルコトヲ得

東京府某工業組合聯合會外ニ工業組合

第七條 職員退職又ハ死亡シタル場合ハ當月分ノ俸給ヲ支給スル外左表ニ依リ退職給與金トシテ本人又ハ遺族ニ支給ス

- 一 勤績年數六ヶ月以上一年未滿現給月額ノ三分ノ二以内
 - 二 勤績年數一年以上五年未滿現給月額ニ年數ヲ乘ジタル額
 - 三 勤績年數五年以上十年未滿現給月額ノ一ヶ月半額ニ年數ヲ乘ジタル額
 - 四 勤績年數十年以上現給月額ノ二ヶ月額ニ年數ヲ乘ジタル額
- 第八條 在職中死亡シタル職員ニ對シテハ弔慰金ヲ其ノ遺族ニ給與ス
- 第九條 在職中特ニ功勞アリト認メタルモノ職務ニ依ル傷痍疾病ニ依リ退職スル者又

ハ在職五年以上ノ者ニ對シテハ特別慰勞金ヲ給與ス但シ特別慰勞金ノ額ハ理事長ニ於テ適宜之ヲ定ム

東京府某工業組合

第八條 職員死亡又ハ退職シタルトキハ在職中ノ功績ニ依リ勤務年限ニ應ジ一時金ヲ本人又ハ遺族ニ給與スルモノトス

東京府某工業組合聯合會

第二條 職員在職三年以上十五ヶ年ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乘ジタル金額ヲ一時金トシテ給ス

第三條 在職十六ヶ年以上ニシテ退職シタル者又ハ在職中功績顯著ナル者ニ對シテハ前條ノ規定ニ依ル一時金ノ外理事會ノ諮詢ヲ經テ特ニ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第四條 職員在職中死亡シタルトキハ前二條ノ規程ニ依ルノ外死亡當時ノ給料月額一ヶ月分ヲ祭資料トシテ遺族ニ給ス但シ死亡ノ原因職務ニ基キタルトキハ理事會ノ諮

詢ヲ經テ増給ス

東京府某工業組合聯合會外三工業組合

第四條 給與額ハ退職當時ノ俸給ニ就キ別表基準ニ依リ給與ス

給與額支給基準

勤續年數	給與額
一ケ年	月俸ノ 八割
二ケ年	同 一五割
三ケ年	同 三〇割
四ケ年	同 四〇割
五ケ年	同 五〇割
六ケ年	同 七〇割
七ケ年	同 八〇割

八ケ年	同 九〇割
九ケ年	同 一〇〇割
十ケ年	同 一二〇割

十年以上勤續者ニハ十年勤續ノ給與額ニ一年又ハ一年未滿毎ニ月俸ノ十五割ヲ加算シタルモノヲ以テ給與額トス

死亡ノ場合ハ前表ノ給與額ノ五割ヲ加算シ遺族ニ交付ス

第七條 雇員又ハ傭人ニシテ勤續年限一ケ年以上ニ亘リ成績優良ナルモノニ限り退職セントスルトキハ退職ノ日ヲ以テ職員ニ任用シ其ノ翌月分ノ俸給額ニ相當スル金額ヲ退職給與額トシテ支給スルコトヲ得

東京府某工業組合

第一條 本組合職員在職滿一ケ年以上ニシテ退職シタルトキハ本規程ニヨリ退職給與金ヲ支給ス

第三條 退職給與金ハ俸給者ニアリテハ退職迄ノ俸給支給總額ノ十二分ノ一ヲ雇員ニアリテハ日給支給總額ノ十五分ノ一ヲ支給ス

東京府某工業組合

第十一條 退職給與金ハ滿三ケ年以上勤續者ニ對シ退職當時ノ月給ノ三ケ月分ヲ支給シ勤續一ケ年ヲ増ス毎ニ二ケ月分ヲ加ヘ給ス一年未滿ノ端數ハ切捨ツ

第十二條 勤續滿三年未滿ノ者自己ノ都合ニヨリ退職シ又ハ懲戒ニ依リ解僱シタル者ニハ退職給與金ヲ給セズ但シ情狀酌量スベキ者又ハ在勤中ノ成績顯著ナル者ハ理事會ノ決議ニ依リ特ニ支給スルコトアルベシ

第十三條 在職中死亡シタルモノニハ弔祭料トシテ月給五ケ月分以内ヲ遺族ニ給ス前項ノ支給額ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

神奈川縣某工業組合

第一條 職員一ケ年以上勤續シ退職若クハ死亡シタルトキハ本規定ニ依リ退職金ヲ給

與ス

第二條 退職金ハ退職當時ニ給與スル月俸ニ基準シ左表ニ依リ給與ス

一 勤續滿一年以上ニシテ滿五年ニ達セザル者ニ對シテハ一ケ年ヲ増ス毎ニ月俸一ケ月分ヲ増加ス

一 勤續滿五年以上ハ最終ノ月俸ニ在職年數ヲ乘ジ其ノ三割ヲ加ヘタル額ヲ支給ス

第三條 勤續滿十年以上ノ者ニ對シテハ理事會ノ決議ニ依リ更ニ特別慰勞金ヲ給スルコトアルベシ

第四條 在職中功績顯著ナルモノハ前條ノ規定ニ依ル一時金ノ外理事會ノ決議ニ依リ特ニ慰勞金品ヲ給與スルコトヲ得

神奈川縣某工業組合

一 本組合職員ニシテ滿三ケ年以上勤續シ退職スル者ニ對シテハ收得總俸給額ノ百分ノ十ヲ支給スルモノトス但シ職員服務規程第十四條ニ該當スル者ニ對シテハ之

ヲ支給セズ

二二

神奈川縣某工業組合

- 第二十一條 在職五ヶ年以上ニシテ退任又ハ退職シタル者ニハ左ニ依リ算出シタル金額ヲ一時ニ支給ス但シ役員ハ二ヶ年未滿ト雖モ支給スルコトアルベシ
- 一 役員ニ對シテハ總代會ノ議決ニヨル
 - 二 職員退職當時ノ給料月額ニ其ノ在職年數ヲ乗ジタル金額

富山縣某工業組合

- 第十八條 専務理事及書記在職一ヶ年以上ニシテ病氣其ノ他已ムヲ得ザルトキ若クハ處務細則第二十五條第一號第三號及第四號ニ依リ退職シタル者ニハ左ノ退職給與金ヲ支給ス但シ一ヶ年未滿ノ端數ハ之ヲ一ヶ年ト看做ス
- 一 最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジタル額ノ範圍内ノ金額
 - 二 勤績十ヶ年以上ノ者ニハ年功慰勞金トシテ前號ノ外十ヶ年ヲ超ヘタル年數ニ對

シ最終月額給料ニ半ヶ月分ヲ乗ジタル金額ヲ加算支給ス

- 三 在職中特ニ功勞顯著ナリト認めタル者ニ對シテハ前各號ノ給與金ノ外勤績年數ニ拘ハラズ特別慰勞金ヲ支給スルコトヲ得

第二十條 本組合役員及其ノ直系尊族、配偶者及嗣子死去シタルトキハ祭祀料トシテ金十圓ヲ贈呈ス

第二十二條 事務員死亡シタルトキハ金十圓其ノ直系尊族妻子死亡シタルトキハ金五圓以内ノ祭祀料ヲ贈呈ス

富山縣某工業組合

第十一條 勤績滿五年以上ニシテ退職シ又ハ死亡シタル者ニハ左ノ割合ニヨリ慰勞金ヲ給與ス

俸給年額ニ勤績年數ヲ乗ジタル金額ノ百分ノ八

前項ノ割合ハ爾後勤績年數一年ヲ増ス毎ニ百分ノ一ヲ追加シ滿十年ニ至リ之ヲ止ム

二三

第十二條 勤績滿五年未滿ニテ退職又ハ死亡シタル者右在職中勤勞顯著ナルトキハ役員會ノ決議ニ依リ前條ヲ參酌シ特ニ慰勞金ヲ給與スルコトヲ得

第十三條 在職中勤勞顯著ナル者又ハ勤績滿十年以上ニシテ退職又ハ死亡シタル者ニハ役員會ノ決議ニ依リ特ニ弔祭料ヲ其ノ遺族ニ給與スルコトヲ得

石川縣某工業組合

第五十八條 本組合ノ役員ニシテ退任シタルトキハ左ノ規程ニ依リ記念品又ハ祭資料ヲ贈與ス

- 但シ理事會ニ於テ在任中特ニ著名ナル業績アリト認メタルトキハ特別慰勞金ヲ贈與ス理事會ニ於テ不都合ノ行爲アリト認メ解任シタルトキハ之ヲ贈與セズ
- 一 理事ハ二任期以上其ノ職ニ在リタルトキ
 - 二 監事ハ三任期以上其ノ職ニ在リタルトキ
 - 三 死亡シタルトキ

本規程施行ノ際現ニ在任スルモノハ就任ノ始メニサカノボリ其ノ任期數ヲ計算ス

第五十九條 本組合ノ職員ニシテ退職シタルトキハ左ノ規程ニ依リ退職給與金ヲ支給ス

- 但シニケ年未滿及二十年ヲ超過スル部分ニ付テハ支給セズ
- 一 退職當時ノ俸給月額ニ其ノ在職年數ヲ乗ジタル全額ヲ一時ニ支給ス
 - 二 在職中特ニ著名ナル業績アリト認メタルトキハ理事會ノ決議ニ依リ特別給與金ヲ支給ス

石川縣某工業組合

第六條 職員在職年數一年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ俸給、手當月額ニ在職年數（一年未滿切捨）ヲ乗ジタル金額ヲ支給ス

尙勞績顯著ナルモノニハ理事會ノ決議ニ依リ特別報勞金ヲ給與スルコトヲ得

第八條 役職員在職中死亡シタルトキハ第六條ノ規定ニ準ジ給與金ヲ其ノ遺族ニ支給ス

福井縣某工業組合

二六

第三條 退職慰勞金ハ左ノ標準ニ依リ支給スルモノトス但シ在職中特ニ功勞アリタルモノ又ハ在職十ヶ年以上ニシテ退職シタル者ニハ更ニ特別ノ慰勞金ヲ給與スルコトヲ得

- 一 滿三ヶ年以上ノ者最終月俸ニ在職年數ヲ乘ジタル金額
- 二 滿五ヶ年以上ノ者同上ニ在職年數ヲ乘ジ三割ヲ加ヘタル金額

福井縣某工業組合

第五十四條 事務員ニシテ在職二ヶ年以上ニシテ退職シタル者ニハ病氣其他止ムヲ得ザルトキ若クハ第三十三條第三項ニ依リ解備セラレタル場合ニ限り左ノ退職慰勞金ヲ支給ス

- 一 但シ在職年數ノ計算上一年未滿ノ端數ハ切捨算入セズ
- 一 事務員ハ最終給料ニ在職年數ヨリ一年ヲ減シタルモノヲ乘ジタル額

二 勤勞滿十ヶ年以上ノ者ニハ年功慰勞金トシテ前項ノ外十ヶ年ヲ超エタル年數ニ對シ最終給料半ヶ月ヲ乘ジタル額ヲ加算支給ス

三 在職中功勞特ニ顯著ナル者ニ對シテハ前各號ノ給與額ノ外勤續年數ニ拘ラズ特別慰勞金ヲ支給スルコトアルベシ

第五十五條 本組合役員及其直系尊族配偶者嗣子死亡シタルトキハ祭資料トシテ金十圓ヲ贈呈ス

第五十七條 事務員死亡シタルトキハ金十圓其ノ直系尊族及妻子死亡シタルトキハ祭資料トシテ金五圓以内ヲ支給ス

但シ事務員第五十四條ノ該當者ナル時ハ同條ノ慰勞金ヲ併合シタル祭資料ヲ支給ス
愛知縣某工業組合聯合會外ニ工業組合

第六條 職員退職シタルトキハ在職滿三ヶ年以上ノ者ニ限り退職手當ヲ給與ス
但シ懲戒解職者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

二七

第七條 退職手當ハ左ノ通定ム

滿三ヶ年以上五ヶ年未滿ノ者ハ退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乘ジタル金額

滿五ヶ年以上滿十ヶ年未滿ノ者ハ退職當時ノ俸給月額ノ二倍ノ金額ニ在職年數ヲ乘

ジタル金額

滿十ヶ年以上十五ヶ年未滿ノ者ハ退職當時ノ俸給月額三倍ノ金額ニ在職年數ヲ乘ジ

タル金額

滿十五ヶ年以上ノ者ハ理事長之ヲ定ム

書記補、検査員補、雇員ニ在リテハ在職年數滿二ヶ年ヲ以テ滿一ヶ年ト看做シ算定

ス書記試補ノ期間モ亦同ジ

但シ理事長ノ意見ニ依リ増額スルコトヲ得

第九條 職員在職中死亡シタルトキハ退職手當ノ外左ノ弔慰金ヲ其ノ遺族ニ給與ス

一 公傷病ニ因ル者 死亡當時ノ俸給月額ノ五ヶ月分

一 其ノ他ノ者 死亡當時ノ俸給月額ノ三ヶ月分

岐阜縣某工業組合外八工業組合

第二十六條 職員死亡又ハ退職シタルトキハ左表ニ依リ遺族又ハ本人ニ一時金ヲ支給

ス

在職年數 俸給

一年以上五年以下 一ヶ月

六年以上十年以下 一ヶ月半

十一年以上 二ヶ月

退職手當ハ在職年數ニ俸給ヲ乘ジ算出シタル額

岐阜縣某工業組合

第十七條 職員在職二年以上ニシテ退職シタルトキ退職給與金ヲ支給ス但シ懲戒解職

ノ場合ハ之ヲ支給セズ

第十八條 退職給與金ハ退職又ハ死亡當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額トス

岐阜縣某工業組合外ニ工業組合

第七條 職員退職シタルトキハ在職滿三ケ年以上ノ者ニ限り退職手當ヲ支給ス但シ懲戒解職者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 退職手當ハ左ノ通定ム

滿三ケ年以上五ケ年未滿ノ者ハ退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額

滿五ケ年以上滿十ケ年未滿ノ者ハ退職當時ノ俸給月額ノ二倍ノ金額ニ在職年數ヲ乗

ジタル金額

滿十ケ年以上滿十五ケ年未滿ノ者ハ退職當時ノ俸給月額ノ三倍ニ在職年數ヲ乗ジタ

ル金額

滿十五ケ年以上ノ者ハ理事長之ヲ定ム

第九條 退職シタル職員ニ對シテハ其ノ月ノ俸給額ノ全額ヲ支給ス

第十條 職員在職中死亡シタルトキハ退職手當ノ外ニ左ノ弔慰金ヲ其ノ遺族ニ支給ス

一 公傷病ニ因ル者 死亡當時ノ俸給月額ノ五ケ月分

一 其ノ他ノ者 死亡當時ノ俸給月額ノ二ケ月分

静岡縣某工業組合外ニ工業組合

第四十四條 職員在職滿三ケ年以下ニテ退職又ハ死亡シタルトキハ一時金ヲ本人又ハ

其ノ遺族ニ支給スルコトヲ得

第四十五條 職員在職滿三ケ年以上ニテ退職又ハ死亡シタルトキハ退職當時ノ給料月

額ヲ在職年數ニ乗ジタル額ヲ本人又ハ其ノ遺族ニ給與ス但シ前二ケ條ノ給與ハ検査

員ニ在リテハ日本綿織物工業組合聯合會ノ規程ニ準ジ同聯合會ニ於テ支給ヲ受ケタ

ルモノニ付テハ支給セザルモノトス

前項ハ検査助手ニ準用スルコトヲ得

静岡縣某工業組合

第九條 職員勤続年限滿三ヶ年以上ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ニ給與スル月俸ヲ基準トシテ左表ニヨリ支給ス

勤続三年以上十年未満 六ヶ月以内

同十年以上十五年未満 十ヶ月以内

同十五年以上二十年未満 十五ヶ月以内

同二十年以上 二十ヶ月以内

但シ自己ノ便宜ニヨリ退職シタルモノ又ハ不都合ノ行爲ニ依リ解任セラレタルモノハ之ヲ給セズ

愛知縣某工業組合

第八條 職員在職一ヶ年以上ニシテ退職シタル者ニハ一時金ヲ給ス

但シ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ定款及服務規程違反ニ因リ退職シタルモノハ此ノ限リニ在ラズ

第九條 前條ノ金額ハ在職滿一ヶ年ニ對シ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額トス但シ特別ノ事情アル者ハ理事會ノ承認ヲ經テ理事長之ヲ増額支給スルコトヲ得

第十二條 職員在職中死亡シタルトキハ第九條ノ一時金ノ外別ニ弔慰金トシテ俸給年額四分ノ一ヲ其ノ遺族ニ給與ス但シ第十一條ノ原因ニ依ルモノナルトキハ理事會ノ決議ヲ以テ相當金額ヲ増額スルコトヲ得

本條ノ遺族トハ工場法施行令第十一條ノモノヲ指稱ス

愛知縣某工業組合

第二條 退職給與金ハ本組合ニ一ヶ年以上就職シタルモノニ給與ス

第三條 退職給與金ノ支給標準ハ理事長ニ於テ豫メ調査ノ上其ノ額ヲ定メ理事會ノ承認ヲ經テ支給ス

愛知縣某工業組合外四工業組合

第二條 職員退職シタルトキハ本規程ノ定ムル處ニ依リ一時金ヲ給ス

第三條 職員在職滿一ケ年以上二ケ年未滿ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ノ二分ノ一ヲ給ス

第四條 職員在職滿二年以上三年未滿ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ給ス

第五條 職員在職滿三ケ年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乗ジタル額ヲ給ス

第六條 職員在職中死亡シタルトキハ前條ノ規程ニ依ル金額ヲ其ノ遺族ニ給ス

愛知縣某工業組合

第一條 本組合ノ職員ニシテ滿二ケ年以上勤續ノ者死亡又ハ退職シタルトキハ其ノ當時ノ給料月額ニ勤續年數ヲ乗ジタル金額ヲ退職給與金トシテ遺族又ハ本人ニ支給ス但シ公務ニ基因スル傷痍疾病ノ爲其ノ職ニ堪ヘズシテ退職シタル者ハ其ノ在職年數

二ケ年ニ滿タザル者ト雖モ給料月額二倍以上ノ金額ヲ慰勞金トシテ遺族又ハ本人ニ支給スルコトヲ得

愛知縣某工業組合

第一條 本組合職員ニシテ滿二ケ年以上勤續シタル者退職又ハ死亡シタルトキハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ月俸額ニ勤續年數ヲ乗ジ算出シタル金額ヲ給與ス但シ犯罪其ノ他不都合ノ行爲ニ依リ解職セラレタル者ニハ之ヲ給與セズ

第三條 職員職務ノ爲死亡又ハ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘズ退職シタルトキハ第一條ノ給與金額ヲ増加ス其ノ増加金額ハ理事會ノ議決ニ依ルモノトス

愛知縣某工業組合

就職後勤續滿四年以上ニシテ死亡又ハ退職シタルトキハ左ノ算定法ニ依リ一時給與金ヲ本人又ハ其ノ遺族ニ支給ス

一 滿四年以上滿九年未滿勤續シタルトキ

在職中ニ受ケタル給料總額ノ百分ノ六

二 滿九年以上十四年未滿勤續シタルトキ

在職中ニ受ケタル給料總額ノ百分ノ七

三 滿十四年以上勤續シタルトキ

在職中ニ受ケタル給料總額ノ百分ノ八

愛知縣某工業組合

第六條 職員就職後勤續滿三ケ年以上ニシテ退職又ハ死亡シタルトキハ左ノ算定法ニ

依リ一時給與金ヲ本人又ハ其ノ遺族ニ支給ス

但シ懲戒免職シタルモノハ其ノ權利ヲ失フ

一 三年以上五年未滿ノモノ

現俸一ケ月ノ二分ノ一ヲ勤續年數ニ乗ジタル額

二 五年以上十年未滿ノモノ

現俸一ケ月ノ三分ノ二ヲ勤續年數ニ乗ジタル額

三 十年以上ノモノ

現俸一ケ月分ヲ勤續年數ニ乗ジタル額

勤續年數ノ計算ニ付テハ一ケ年ニ滿タザル月數ハ切捨テトス

愛知縣某工業組合外ニ工業組合

第六條 俸給ヲ受ケタル職員ニシテ滿一ケ年以上勤續シ退職又ハ死亡シタルトキハ左ノ

標準ニ依リ其ノ勤續年數ニ算定加算シテ退職賜金ヲ給與ス但シ懲戒處分ニ依リ解職

シタル者ハ此ノ限りニアラズ

一 一ケ年以上三ケ年未滿 現俸一ケ月分ノ三分ノ一

二 三ケ年以上五ケ年未滿 現俸一ケ月分ノ二分ノ一

三 五ケ年以上 現俸一ケ月分ノ全額

月額ノ支給ヲ受ケル助手及給仕其ノ他ノ傭人ニシテ前項ニ該當スル者ハ其ノ半額ノ

標準ニ依リ算定加算ス

第七條 功勞特ニ顯著ナリト認めタル者ニハ前條ノ外特別賞與ヲ給スルコトヲ得

愛知縣某工業組合

第二條 退職金ハ退職當時ニ給與スル月俸ヲ基準トシ左表ニ依リ給與ス但シ事業年度内ヲ通シ正當ノ事由ナク三十五日以上缺勤シタルモノハ其ノ一ケ年ヲ勤續年數ヨリ除去ス

滿一ケ年以上五年ニ滿タザルモノ 一ケ年ヲ増ス毎ニ月俸一ケ月分ヲ加増ス

滿五年以上十年未滿 最終ノ月俸ニ在職年數ヲ乘ジ五ケ月分以上

十年以上 同 七ケ月分以上

十五年以上 同 十一ケ月分以上

第三條 勤續滿十年以上ノ者ニ對シテハ理事會ノ決議ニ依リ更ニ特別慰勞金ヲ給スルコトアルベシ

第四條 在職中功績顯著ナルモノハ前條規程ノ一時金ノ外理事會ノ決議ニ依リ特ニ慰勞ノ金品ヲ給與スルコトヲ得

三重縣某工業組合

第二十條 職員ニ退職ヲ命ジタルトキハ勤務年限ニヨリ一ケ月以上一ケ年以内給料ニ相當スル手當金ヲ給ス

三重縣某工業組合外ニ工業組合

第二十二條 職員就職後勤續三年以上ニシテ退職又ハ死亡シタルトキハ左ノ算定法ニ依リ一時給與金ヲ本人又ハ其ノ遺族ニ支給ス但シ勤續三年ニ滿タザル者ト雖モ適宜斟酌シテ之ヲ支給スルコトヲ得

一 三年以上五年未滿勤續シタル場合

現俸一ケ月分ノ二分ノ一ヲ勤續年數ニ乘ジタル額以上

二 五年以上十年未滿勤續シタル場合

現俸一ヶ月分ノ三分ノ二ヲ勤績年數ニ乗ジタル額以上

三 十年以上勤績シタル場合

現俸一ヶ月分ヲ勤績年數ニ乗ジタル額以上

勤績年數計算ニ付一年ニ滿タザル月數ハ六捨七入トス

懲戒ニ依リ免職セラレタル者ニハ第一項ノ給與金ヲ支給セズ

滋賀縣某工業組合外一工業組合

第十條 役員職員技師在職滿二年以上ニシテ退職シタル者ニハ在職一年毎ニ最終月俸

額一ヶ月分以上ノ範圍内ニ於テ退職慰勞金ヲ給與ス但シ特別ノ事情アルトキハ在職

二年未滿ノ者ニモ之ヲ給與スルコトアルベシ

前條ニ因ル解職者ニハ慰勞金ヲ給セズ

第十一條 役員職員又ハ技師ニシテ在職中特ニ功勞アリタル者退職スルトキハ理事長

ハ理事會ニ諮問シ特別慰勞金ヲ給與スルコトヲ得

滋賀縣某工業組合

第三條 退職給與金ハ退職當時ノ給料月額二分ノ一ニ在職年數ヲ乗ジタル金額トス

第五條 職員在職中死亡シタルトキハ第三條ノ規定ニ依ルノ外死亡當時ノ給料月額一

月分ヲ、職務ノ爲傷痍又ハ疾病ヲ得死亡シタルトキハ同ジク給料一年分ヲ祭祀料ト

シテ遺族ニ支給ス

京都府某工業組合外一工業組合

第二條 職員在職一ヶ年以上ニシテ退職シタルトキハ左ノ各號ニ依リ退職給與金ヲ支

給ス

金額

一 滿十ヶ年迄在職シタル者ニ對シテハ退職當時ノ給料月額ニ在職年數ヲ乗ジタル

二 十一ヶ年以上十五ヶ年迄在職シタル者ニ對シテハ前號ニ依ル金額ニ十ヶ年ヲ超

過スル年數ニ退職當時ノ給料月額ノ半額ヲ乗ジタル金額ヲ加算シタル金額

三十六ヶ年以上在職シタル者ニ對シテハ前二號ニ依ル金額ニ十五ヶ年ヲ超過シタル年數ニ更ニ在職當時ノ給料月額ノ半額ヲ乗ジタル金額ヲ加算シタル金額

第三條 在職中功績顯著ナルモノニ對シテハ前條ニ依ル退職給與金ノ外理事會ノ決議ヲ經テ特別慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第四條 職員在職中死亡シタルトキハ前二條ノ規程ニ依ルノ外死亡當時ノ給料月額一ヶ月分ヲ祭祀料トシテ遺族ニ支給ス

京都府某工業組合

第十九條 退職給與金ハ退職又ハ死亡當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額トシ在職五年ヲ超ユル者ニ對シテハ之ニ一年ヲ増ス毎ニ其ノ年ニ於ケル俸給年額ノ千分ノ八十五ニ相當スル金額ヲ加算ス但シ退職迄ニ受ケタル總俸給額ノ百分ノ二十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十二條 職員死亡シタルトキハ退職給與金ノ外弔慰金ヲ其ノ遺族ニ給與ス

第二十三條 弔慰金ノ額ハ最終俸給月額ノ六ヶ月分以下トス

京都府某工業組合

第二條 退職金ハ左ノ率ニ依リ之ヲ支給ス

一 在職一年以上五年以下ノ者 退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額但シ在職六年以上十年以下ハ一割、十一年以上十五年以下ハ二割、十六年以上ハ三割ヲ各増額支給スルモノトス

前項ノ規定ニ依ル支給額ハ雇員ニ對シテハ其ノ百分ノ三十、傭員ニ對シテハ其ノ百分ノ五十ヲ減額ス

第三條 在職中功績顯著ナル者ニ對シテハ前條ノ規定ニ依ル退職給與金ノ外理事長ハ理事會ノ議ヲ經テ特別給與金ヲ支給スルコトヲ得

第四條 在職中死亡シタルトキハ前各條ノ規定ニ依ル退職金ノ外左ノ弔慰金ヲ其ノ遺族ニ支給ス

弔慰金ノ額ハ理事會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ定ム

- 一 公傷病ニ因ル者 死亡當時ノ俸給月額三月分以上
- 二 其ノ他ノ者 死亡當時ノ俸給月額一月分以上

第二條第三項但書ノ規定ハ之ヲ弔慰金ニ準用ス

京都府某工業組合外一工業組合

第五十三條 退職手當ハ其ノ退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額トス

前項在職年數ニ端數ヲ生ジタルトキハ六ヶ月ヲ超ユル日數ハ之ヲ一年ト看做ス

退職手當ノ金額ハ理事會ノ決議ニ依ル

第五十四條 職員在職中死亡シタルトキハ退職手當ノ外左ノ弔慰金ヲ其ノ遺族ニ給與

- 一 公傷病ニ因ル者 死亡當時ノ俸給月額ノ五ヶ月分
- 一 其ノ他ノ者 死亡當時ノ俸給月額ノ三ヶ月分

前條第三項ノ規定ハ之ヲ弔慰金ニ適用ス

大阪府某工業組合聯合會

第一條 職員退職シタルトキハ本規定ノ定ムル處ニ依リ一時金ヲ給與ス

第二條 職員三年以上勤續後退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乗ジ

一割ヲ加ヘタル金額ヲ一時金トシテ給ス

第三條 六年以上勤續シタル退職者ニ對シテハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乗ジ

二割ヲ加ヘタル金額ヲ一時金トシテ給ス

第四條 在職中功績顯著ナル者又ハ在職十年以上ニシテ退職シタル者ニ對シテハ前條ノ規程ニ依ル一時金ノ外理事會ノ決議ヲ經テ特ニ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第五條 職員在職中死亡シタルトキハ前三條ノ規程ニ依ルノ外死亡當時ノ給料月額一ヶ月分ヲ祭祀料トシテ給ス但シ死亡ノ原因職務ニ基キタルトキハ理事會ノ決議ヲ經

テ増額ス

大阪府某工業組合聯合會外二工業組合

第三條 退職慰勞金ハ左ノ標準ニ依リ支給スルモノトス

- 一 滿三ヶ年以上ノ者 最終月俸ノ二ヶ月分
 - 二 滿四ヶ年以上ノ者 最終月俸ノ三ヶ月分
 - 三 滿五ヶ年以上ノ者 最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジタル金額
 - 四 滿六ヶ年以上ノ者 最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジ二割ヲ加ヘタル金額
- 但シ在職中特ニ功勞アリタルモノ又ハ在職十年以上ニシテ退職シタル者ニハ特別ノ慰勞金ヲ給與スルコトアルベシ

第四條 在職中死亡シタルモノニ對シテハ退職慰勞金ノ外相當ノ弔慰料ヲ給ス

大阪府某工業組合聯合會外一工業組合

- 一 一ヶ年以上勤績者ニ一ヶ年毎ニ一月分ニ相當スル金額又ハ一ヶ月分ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノヲ退職慰勞金トシテ支給ス

大阪府某工業組合聯合會

第三條 退職慰勞金ハ左ノ標準ニ依リ支給ス

- 一 退職當時ノ月俸額ニ在職年限ヲ乗ジタルモノ但シ一ヶ年ニ滿タザル日數ハ切捨トス

第四條 在職中特ニ功勞アリタル者ハ在職五ヶ年以上ナルトキハ理事長ハ理事會ノ決議ヲ經テ前條以外ノ特別慰勞金ヲ支給スルコトヲ得

第五條 在職中死亡シタル者ニ對シテハ退職慰勞金ノ外相當ノ弔慰金ヲ給ス

大阪府某工業組合聯合會

第三條 退職慰勞金ハ左ノ標準ニ依リ支給スルモノトス但シ在職中特ニ功勞アリタル者ニハ更ニ特別ノ慰勞金ヲ給與スルコトヲ得

- 一 滿三ヶ年以上ノ者 最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジタル金額
- 二 滿五ヶ年以上ノ者 同上ニ在職年數ヲ乗ジ三割ヲ加ヘタル金額

大阪府某工業組合

第三條 退職慰勞金ハ左ノ基準ニ依リ支給スルモノトス

- 一 滿三ヶ年以上六ヶ年未滿ノ者
最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジタル以内ノ金額

- 二 滿六ヶ年以上ノ者

最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジ二割ヲ加ヘタル以内ノ金額但シ在職中特ニ功勞アリタルモノニハ更ニ特別ノ慰勞金ヲ給與スルコトアルベシ

第四條 在職中死亡シタルモノニ對シテハ退職慰勞金ノ外相當ノ弔慰金ヲ給ス

大阪府某工業組合

第二條 職員在職滿二ヶ年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乗ジタル金額ヲ一時金トシテ支給ス

在職二ヶ年ニ滿タザルトキハ理事長ニ於テ適當ト認メタル金額ヲ支給ス

在職滿十ヶ年以上ヲ超ユルトキハ退職當時ノ給料月額一ヶ月半ヲ年數ニ乗ジタル金額ヲ支給ス

第三條 職員在職中死亡シタルトキハ前條ノ規程ニ依ル金額ヲ其ノ遺族ニ支給ス

大阪府某工業組合

第九條 検査員死亡又ハ退職シタルトキハ別ニ定ムル規程ニ依リ遺族又ハ本人ニ一時金ヲ支給ス

備考 検査員以外ノ職員ニ對シテハ總會ノ決議ニ依リ本規程ヲ準用ス

退職手當金ハ左ノ標準ニ依リ支給スルモノトス

- 一 在職滿三年以上ノ者ハ最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジタル金額

- 二 在職滿六年以上ノ者ハ最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジ二割ヲ加ヘタル金額但シ在職中特ニ功勞アリタル者又ハ在職十年以上ニシテ退職シタル者ニハ更ニ特別ノ慰勞金ヲ給與スルコトアルベシ

大阪府某工業組合

第八條 職員ニシテ在職満三ケ年以上ニシテ退職若シクハ死亡シタルトキハ現給額三ケ月分ヲ一時手當トシテ支給シ以上一ケ年ヲ加フル毎ニ一ケ月分ヲ加給ス

第九條 在職中特ニ功勞アリタルモノ又ハ在職満十ケ年以上ニシテ退職又ハ死亡シタルモノハ理事會ノ決議ヲ以テ一時手當金ノ外ニ特別手當ヲ支給スルコトアルベシ

大阪府某工業組合

第三條 退職給與金ハ在職中給與シタル俸給總額ノ一割ヲ支給ス

第四條 本組合雇員在職満二年以上ノ勤續者ニシテ退職シタルトキハ退職現時ノ俸給額三ケ月分以内ノ退職給與金ヲ支給ス

大阪府某工業組合外二工業組合

第二十三條 職員退職又ハ死亡シタルトキハ勤續年數ニ在職中ノ最終ノ月俸額ヲ乗ジタル金額以上ノ一時金ヲ本人又ハ遺族ニ支給ス

大阪府某工業組合

第七條 職員死亡又ハ一ケ年以上勤續ノモノ退職シタルトキハ遺族又ハ本人ニ左記ノ範圍ニヨリテ一時金ヲ支給ス

- 一 一ケ年勤續者月給一ケ月分
- 二 以上一ケ年ヲ増ス毎ニ月給一ケ月分ヲ増ス
- 三 五ケ年以上勤續者ハ五ケ年目分ヨリ一年ヲ増ス毎ニ月給一ケ月半分ヲ増ス

大阪府某工業組合

第九條 職員死亡又ハ退職シタルトキハ左表ニ依リ遺族又ハ本人ニ一時金ヲ支給ス

勤續六ケ月以上一ケ年未滿	俸給ノ半ケ月分
同 一ケ年以上二ケ年未滿	同 一ケ月分
同 二ケ年以上三ケ年未滿	同 二ケ月分
同 三ケ年以上四ケ年未滿	同 三ケ月分

同 四ヶ年以上五ヶ年未満 同 四ヶ月分
以上勤続年限一ヶ年ヲ増ス毎ニ俸給一ヶ月分ヲ加フ
尙勤続年限及勤務成績ヲ參酌シ理事會ニ於テ適宜増減ヲ爲スコトヲ得

大阪府某工業組合

第十條 職員ニハ四月及十月ニ手當ヲ支給ス

第十一條 職員ノ死亡セルトキ又ハ災害ニ罹リタルトキハ弔慰金ヲ給與スルコトアル
ベシ

第十二條 職員退任ノ場合ハ退職慰勞金ヲ給與ス但シ懲戒ノ場合ハ此ノ限ニアラズ

第十三條 前三條ノ給與ノ額ハ其ノ都度之ヲ定ム

大阪府某工業組合

第五條 職員ニシテ左ノ理由ニ依リ退職スル場合ニ於テハ勤続年數ニ應ジ退職手當ヲ
支給ス

一 疾病其ノ他正當ノ理由ニ依リ退職シタルトキ

二 廢職減員又ハ事務上ノ都合ニ依リ解任シタルトキ

第六條 前條ノ退職手當ハ左表ノ範圍内ニ於テ之ヲ支給スルモノトス

在職年數 支給額

一年以上五年未満 現給月額ニ年數ヲ乘ジタル額

五年以上十年未満 現給月額ノ一倍半ニ年數ヲ乘ジタル額

十年以上 現給月額ノ二倍ニ年數ヲ乘ジタル額

前項ノ計算ニ於テ一年ニ滿タザル端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第七條 在職中死亡シタル職員ニ對シテハ退職手當ニ弔慰金ヲ併セテ其ノ遺族ニ支給
ス

第八條 前條ノ給與ハ理事長之ヲ決ス

第九條 在職中特ニ功勞アリト認メタル者職務ニ依ル傷痍疾病ニ依リ退職スル者又ハ

在職十ヶ年以上ノ者ニ對シテハ特別慰勞金ヲ給與ス

兵庫縣某工業組合

第二條 在職滿一ヶ年以上ニシテ退職シタルトキハ左ノ各號ノ一ニ依リ退職金ヲ支給ス

- 一 在職滿一ヶ年以上四ヶ年未滿ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ俸給ニ在職年數ヲ乘ジタル金額
- 二 在職滿四ヶ年以上七ヶ年未滿ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ俸給ニ其ノ二割ヲ増シタルモノニ在職年數ヲ乘ジタル金額
- 三 在職滿七ヶ年以上十ヶ年未滿ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ俸給ニ其ノ三割ヲ増シタルモノニ在職年數ヲ乘ジタル金額
- 四 在職滿十ヶ年以上ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ俸給ニ其ノ五割ヲ増シタルモノニ在職年數ヲ乘ジタル金額

兵庫縣某工業組合

第八條 職員勤績滿五年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ俸給月額ノ十二分ノ

一ニ在職月數ヲ乘ジタル金額ヲ一時給與ス但シ懲戒解職ノ場合ハ此ノ限ニアラズ

第九條 職員死亡シタルトキハ弔祭料ヲ遺族ニ給ス其ノ在職滿五年以上ノ者ナルトキ

ニ前條ニ依ル給與金ヲ併給スルモノトス

兵庫縣某工業組合外四工業組合

第八條 退職給與金ハ退職當時ノ俸給月額ニ在職年數ヲ乘ジタル金額トス

兵庫縣某工業組合外三工業組合

退職手當左ノ如シ

在職年數	俸給	摘要
一年以上五年以下	半ヶ月	退職手當ハ在職年數ニ俸給ヲ乘ジタルモノナリ
五年以上十年以下	一ヶ月	

十一年以上 一ヶ月半

在職中職務ノ怠慢過失ノ事情ニヨリテハ四割以内ノ減額ヲ爲スコトアルベシ

兵庫縣某工業組合外一工業組合

第八條 職員死亡又ハ退職シタルトキハ退職給與金ヲ一時ニ支給ス但シ懲戒處分ニヨリ退職シタルモノハ此ノ限ニアラズ

第九條 退職給與金ハ退職當時ノ俸給半ヶ月額ニ在職年數ヲ乗ジタル金額トス

兵庫縣某工業組合

第十五條 職員在職三ヶ年以上ニシテ退職シタルトキハ退職ノ時ヨリ滿一ヶ年前ノ俸給月額ニ其ノ一割ヲ加ヘタルモノヲ基準月額額トシ左記ノ割合ニ在職年數ヲ乗ジタル額ヲ一時ニ支給ス

在職年數 周年勤務 季節勤務

給與額標準

三年以上五年未滿	基準月額額百分ノ三十	基準月額額百分ノ十五
五年以上十年未滿	同 百分ノ五十	同 百分ノ二十五
十年以上十五年未滿	同 百分ノ七十	同 百分ノ三十五
十五年以上二十年未滿	同 百分ノ百	同 百分ノ五十
二十年以上	同 百分ノ百三十	同 百分ノ六十五

第十六條 特別功勞アリタル者ハ理事會ノ決議ヲ經テ特別功勞金ヲ支給スルコトアルベシ

兵庫縣某工業組合

第二十三條 在職二ヶ年以上ニシテ退任又ハ退職シタルモノニハ左ノ區分ニ依リ算出シタル金額ヲ一時ニ支給ス但シ役員ハ二ヶ年未滿ト雖モ支給スルコトアルベシ
一 役員ニ對シテハ役員會ノ決議ヲ以テ其ノ額ヲ定ム
二 職員ニ對シテハ退職當時ノ給料月額ニ其ノ在職年數ヲ乗ジタル金額

和歌山縣某工業組合外一工業組合

職員退職又ハ死亡シタルトキハ勤績年數ニ在職中ノ最高月俸額ヲ乗ジタル金額以上ノ金額ヲ慰勞金トシテ本人又ハ其ノ遺族ニ支給ス

和歌山縣某工業組合

第二十二條 職員退職又ハ死亡シタルトキハ勤績一ケ年毎ニ年額ノ一割ヲ慰勞金トシテ本人又ハ遺族ニ支給ス

岡山縣某工業組合

第一條 本組合職員ニシテ滿一ケ年以上勤績シ退職ノ場合ハ左記ニ依リ退職金ヲ給與ス但シ懲戒免職ニ附シタル場合ハ此ノ限りニ非ズ

- 一 滿一年以上ノモノハ退職當時ノ月俸一月分
- 二 滿二年以上ノモノハ一年ヲ超ユル毎ニ月俸ノ半額ヲ増加ス

第二條 職員在職中死亡シタルトキハ前條ノ退職金ハ其ノ遺族ニ給與ス

第三條 職員其ノ職務ニ基因スル疾病傷痍ノ爲退職ノ止ムナキニ至リ退職又ハ死亡シタル場合ハ理事會ニ於テ隨時特別給與ノ方法ヲ講ズ

岡山縣某工業組合

第二十六條 職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第二十七條ニ掲グル金額ヲ本人又ハ遺族ニ支給ス但シ懲戒處分ニヨリ退職シタル者ハ此ノ限りニアラズ

- 一 在職五年以上ニシテ退職シ若クハ死亡シタルトキ
- 二 在職中職務ノ爲傷病疾病ニ罹リ退職シタルトキ
- 三 前項ノ原因ニ依リ死亡シタルトキ
- 四 在職一年以上ニシテ疾病ニ罹リ死亡シタルトキ

第二十七條 前條ノ第一號ニ該當スル者ハ就職中ニ受ケタル最高ノ月俸額ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ在職年數ニ乗ジテ支給ス同第二號ニ該當スル者ハ就職中ニ受ケタル最高ノ月俸額三箇月分ヲ支給ス同第三號ニ該當スルモノハ就職中ニ受ケタル最高

ノ月俸額四箇月分ヲ支給ス同第四號ニ該當スルモノハ就職中ニ受ケタル最高ノ月俸額二箇月分ヲ支給ス

廣島縣某工業組合外一工業組合

第一條 職員退職シタルトキハ本規程ノ定ムル處ニ依リ一時金ヲ給ス

第二條 職員在職滿三年以上ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ヲ在職年數ニ乗ジタル金額ヲ一時金トシテ支給ス

但シ在職三年未滿ニシテ退職シタル者ハ理事會ノ決議ニ依リ支給スルコトヲ得

第三條 勤續三年以上ニシテ其ノ在職中職務ニ忠實ナリシ者ハ第二條ノ外加増ヲナスコトヲ得

廣島縣某工業組合聯合會

第三條 退職慰勞金ハ左ノ標準ニ依リ支給スルモノトス

一 滿三ヶ年以上ノ者 最終月俸ノ二ヶ月分

二 滿四ヶ年以上ノ者 最終月俸ノ三ヶ月分

三 滿五ヶ年以上ノ者 最終月俸ニ在職年數ヲ乗ジタル金額

但シ在職中特ニ勤勞アリタル者又ハ在職十年以上ニシテ退職シタル者ニハ特別ノ慰勞金ヲ給與スルコトアルベシ

第四條 在職中死亡シタル者ニ對シテハ退職慰勞金ノ外ニ相當ノ弔慰金ヲ給ス

廣島縣某工業組合

第九條 役員ニ對スル退職給與金ハ左ノ範圍内ノ額ニ依リテ給與ス

金十圓以上五百圓以下

第十條 職員ニシテ滿一年以上勤續シタルモノ在職中死亡又ハ退職セル場合ハ其ノ勤續年數ニ依リ一時金ヲ給與ス但自己ノ便宜ニ依リ辭職又ハ刑事事件ニ關シ告訴セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

山口縣某工業組合外一工業組合

第一條 本組合職員ニシテ退職又ハ死亡シタルトキハ本人若クハ遺族ニ退職又ハ死亡給與金ヲ支給ス但シ失職免職ノ者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ給與金ハ俸給月額ヲ勤務年數ニ乗ジタル額トス年俸ハ年額ノ十分ノ一、日給ハ三十日分ヲ以テ月額トシ日給三百六十五日分ヲ以テ年額ト算定ス
 第二條 前條ノ給與金ハ俸給年額ノ二倍ニ達スルニ止ム

山口縣某工業組合

第七十三條 職員退職シタルトキハ其ノ勤續年數及當時ノ給料年額ニ應ジ且ツ其ノ事情ヲ參酌シテ左ノ程度ノ退職金ヲ贈與ス死亡ニヨリ退職シタルトキ又之ニ準ズ

勤續年數	上記年數一ケ年ニ付	給料年額ニ依ル割合
滿一ケ年	五圓	百分ノ一
同二ケ年	五圓	百分ノ二
同三ケ年	六圓	百分ノ四

同四ケ年	八圓	百分ノ七
同五ケ年	十圓	百分ノ十
同六ケ年	十二圓	百分ノ十三
同七ケ年	十四圓	百分ノ十六
同八ケ年	十六圓	百分ノ二十
同九ケ年	十八圓	百分ノ二十五
同十ケ年	二十圓	百分ノ三十
滿十ケ年以上十五ケ年迄ハ滿一ケ年ヲ増ス毎二年數ニ於テ三圓、給額ニ於テ百分ノ五ヲ加ヘ滿十五ケ年以上ハ滿一ケ年ヲ増ス毎二年數ニ於テ四圓、給額ニ於テ百分ノ七ヲ加フ		

福岡縣某工業組合

第八條 在職滿一ケ年以上ニシテ退職シタルモノ死亡ノトキハ退職當時ノ月ノ五割普

通ノ場合ハ四割ノ金額ヲ在職年數ニ當テ其ノ年數ニ應ズル金額ヲ一時ニ支給ス但シ
解職處分ニヨルモノハ支給セズ
在職中死亡シタルトキハ弔儀料トシテ金二十圓ヲ呈スルモノトス

熊本縣某工業組合

第六條 奉職五ヶ年以上ニ達シ退職シタル者ニハ其ノ成績如何ニヨリ退職當時ノ俸給
一ヶ月乃至五ヶ月分ノ一時金ヲ支給シ十ヶ年以上ニ達シタルモノニハ六ヶ月乃至一
ヶ年分ヲ支給ス以上一ヶ年ヲ増ス毎ニ加算支給スルモノトス

工業組合、同聯合會ニ於ケル
役職員ノ退職給與規程事例 (終)

昭和十二年 二月二十三日印
昭和十二年 二月二十五日發 行 刷

工業組合、同聯合會
ニ於ケル役職員ノ退
職給與規程事例

定 價 拾 五 錢
(送 料 共)

發行者

東京市杉並區方南町一〇一
佐野卓男

印刷者

東京市芝區田村町五ノ一二
一色卓二

印刷所

東京市芝區田村町五ノ一二
富久島屋印刷所

不 許
複 製

發行所

東京市京橋區木挽町商工省内
工業組合中央會

電話(銀座)自五九五一至五九五九
(省内)二〇五、二〇六
振替貯金口座 東京七五六七二番

終